

新得町特定不妊治療助成申請の流れ

特定不妊治療が必要な不妊症と診断

●対象

- ①特定不妊治療(体外受精・顕微授精)又は男性不妊治療(特定不妊治療に至る過程の一環の治療として行った場合)が行われた日及び申請を行う日に妻が町内に住所を有しているかた
- ②申請を行う日において夫婦共に町税を完納しているかた
- ③同一の治療に対して、他の市町村から同種の給付を受けていないかた

夫婦の前年度の合計所得が
730万円以上の場合

●治療終了後、町に助成の申請を行う。【保健福祉課健康推進係】

～提出書類～

- ①特定不妊治療費助成金交付申請書 (町様式)
- ②特定不妊治療受診等証明書 (町様式)
- ③助成対象治療の領収書 (原本)

●町から助成額の決定通知書を送付し、指定の口座に振り込みます。

夫婦の前年度の合計所得が
730万円未満の場合

●治療終了後、北海道特定不妊治療費助成制度の申請を最寄りの総合振興局(保健所)に申請を行う。

●道の助成額が決定となる。

●道の助成額が治療費用に満たない場合は町に申請を行う。
【保健福祉課健康推進係】

～提出書類～

- ① 特定不妊治療費助成金交付申請書 (町様式)
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書 (道の申請時のコピー)
- ③ 助成対象治療の領収書
- ④ 交付額決定通知(道コピー)

●町から助成額の決定通知書を送付し指定の口座に振り込みます。

